

〇〇年度鳥取県鳥獣被害防止総合対策事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書

1 総括表

| 事業名 | 事業内容 | 事業費 | 負担区分 | | | | 備考 |
|------------------------------|---|-----|-----------|----|----------|-----|----|
| | | | 国庫 交付金 | 県費 | 市町 村費 | その他 | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 鳥獣被害 防止総合 支援事業 | 推進事業 ① 被害防止活動推進 ア 推進体制の整備 イ 有害捕獲 ウ 被害防除 エ 生息環境管理 オ ホソバ複合対策 カ クマ複合対策 キ 他地域人材活用 ク ICT等新技術の活用 ② 実施隊特定活動 ア 大規模緩衝帯整備 イ 誘導捕獲柵わな導入 ③ ICT等新技術実証 ④ 農業者団体等民間団体被害防止活動 ⑤ ジビエ等の利用拡大に向けた地域 の取組 ア 販売拡大支援 イ 搬入促進支援 ⑥ 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ア 実施隊員の人材育成 イ 新規猟銃取得支援 ⑦ 捕獲サポート体制の構築 ⑧ 処理加工施設の人材育成 ⑨ ICTの活用による情報管理の効 率化 整備事業 ① 鳥獣被害防止施設 ア 新規整備 イ 再編整備 ② 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼却施設) ③ 捕獲技術高度化施設 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 鳥獣被害 防止緊急 捕獲活動 支援事業 | ① 有害捕獲に係る捕獲活動経費 ② 捕獲個体の埋設・運搬経費 ③ 捕獲個体の民間施設等での焼却等 処分経費 ④ 捕獲確認に要する経費 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

| |
|--|
| |
|--|

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画等の作成状況

| | |
|---|--|
| ① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づく被害防止計画の作成 | |
| ② 上記以外の被害防止計画等の作成 ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う イ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画に資する取組を行う ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画の作成 | |

(注) 事業実施主体が属する市町村における被害防止計画等の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

| | |
|----------------------------|--|
| ① 6次産業化の推進に関する施策 | |
| ② 経営所得安定対策に関する施策 | |
| ③ 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策 | |
| ④ 最適土地利用対策に関する施策 | |
| ⑤ 多面的機能支払交付金に関する施策 | |
| ⑥ 中山間地域等直接支払交付金に関する施策 | |
| ⑦ 中山間地域所得確保対策に関する施策 | |
| ⑧ 森林整備事業に関する施策 | |
| ⑨ 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策 | |
| ⑩ 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策 | |
| ⑪ 国土強靱化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策 | |

(注) 事業実施主体が属する市町村において、上記の取組を行う場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会の概要

| 協議会の名称 及び設立年月日 | 構成機関の名称 | 役割分担内容 | 備考 |
|-------------------|---------|--------|----|
| | | | |

(2) 専門家等の連携

| 専門家等の氏名 | 所属・専門分野 | 実施内容 | 備考 |
|---------|---------|------|----|
| | | | |

(3) 鳥獣被害対策実施隊における取組

| 名称及び 設置年月日 | 実施隊の体制 | 役割分担内容 | 備考 |
|---------------|--------|--------|----|
| | | | |

(注) 実施隊の設置に係る条例等を添付すること

(4) 地域における取組（近隣市町村等との連携等）

| 具体的な取組内容 |
|----------|
| |

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

5 推進事業の内容 ※該当しない不要な事業区分については適宜削除すること。(以下、6、7において同じ)

(1) 被害防止活動推進

① 推進体制に関する実施計画（又は実績）

| 開催 年月日 | 会議名 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|-----------|-----|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | |

(注) 協議会等の活動について記入すること。

② 有害捕獲に関する実施計画（又は実績）

ア 捕獲体制の整備（研修会・講習会等）に関する事項

| 所属機関 の名称 | 対象 人数 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|-------------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

イ 生息状況調査に関する事項

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

ウ 捕獲活動に関する事項

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(注) 捕獲用具を導入する場合は、事業費の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。

③ 被害防除に関する実施計画（又は実績）

⑦ 他地域人材活用に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

⑧ ICT等新技術の活用に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(2) 鳥獣被害対策実施隊特定活動

① 大規模緩衝帯整備に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(注) 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

② 誘導捕獲柵わな導入に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(注) 整備内容・設置場所の規模（設置数）、仕様図などの決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

(3) ICT等新技術実証に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(注) 整備内容・設置場所の規模（設置数）、仕様図などの決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(注) 農業者団体等民間団体に係る定額措置を適用して行う実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組及び併せて行うそれ以外の取組について記載すること。

(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(注) 搬入促進支援の場合は、内容欄に販売先及び販売数量を記載すること。また、導入する車両の能力、規模などの根拠となる資料を添付すること。

(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(注) 1 研修計画（又は実績）等を添付すること。
2 実績報告時には、研修日誌を添付すること。

(7) 捕獲サポート体制の構築に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(8) 処理加工施設の人材育成に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

(9) ICTの活用による情報管理の効率化に関する実施計画（又は実績）

| 対象 鳥獣 | 対象 地域 | 実施 時期 | 内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|----------|----------|----------|----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

6 整備事業の内容

(1) 施設整備地域の指定状況

| 市町村名 | 整備地域 | 対象地域 | | | | | | 備考 |
|------|------|------|----|----|------|----|--------|----|
| | | 山村 | 過疎 | 特農 | 旧急傾斜 | 棚田 | 中間又は山間 | |
| | | | | | | | | |

(注) 施設を整備する対象地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

(2) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

① 新規整備

| 対象 鳥獣 | 整備 地域 | 受益 戸数 | 施工 方法 | 実施内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 交付 率 | 備考 |
|----------|----------|----------|----------|------|-----|------|------|-----|---------|----|
| | | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | | |
| | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | |
| 計 | | | | | | | | | | |

- (注) 1 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図等を添付すること。
 2 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
 3 事業費の根拠となる資料(実施設計書、見積書等)を添付すること。
 4 施工方法の欄には、農家・地域住民参加型の直営施工する場合は「直営」、業者等への請負施工で行う場合は「請負」、委託施工を行う場合は「委託」、代行施工を行う場合は「代行」と記入すること。
 5 捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICT等を用いたわなと一体的な整備を図る場合には、その内容を記載すること。
 6 各地域の有害捕獲活動を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するかを、実施内容欄に具体的に記載すること。

② 再編整備

| 対象 鳥獣 | 整備 地域 | 受益 戸数 | 施工 方法 | 実施内容 | 処分制限 年月日 | 事業費 | 負担区分 | | | 交付 率 | 備考 |
|----------|----------|----------|----------|------|-------------|-----|------|------|-----|---------|----|
| | | | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | | |
| | | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | |
| 計 | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 様式第6号の再編整備計画書を添付すること。
 2 侵入防止柵等の被害防止施設の移設の前後の設置場所が分かる地図等を添付すること。
 3 実施内容には移設する侵入防止柵の種類、高さ(電気柵の場合は電線の段数も)を記載すること。
 4 処分制限年月日は、移設前の財産管理台帳等に記載されている処分制限年月日を記載すること。
 5 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
 6 事業費の根拠となる資料(実施設計書、見積書等)を添付すること。
 7 施工方法の欄には、農家・地域住民参加型の直営施工する場合は「直営」、業者等への請負施工で行う場合は「請負」、委託施工を行う場合は「委託」、代行施工を行う場合は「代行」と記入すること。
 8 捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICT等を用いたわなと一体的な整備を図る場合には、その内容を記載すること。
 9 各地域の有害捕獲活動を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するかを、実施内容欄に具体的に記載すること。

(3) 処理加工施設(食肉利用等施設・焼却施設)の整備計画(又は実績)

| 対象 鳥獣 | 整備 地域 | 受益 戸数 | 実施内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 交付率 | 備考 |
|----------|----------|----------|------|-----|------|------|-----|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | |
| 計 | | | | | | | | | |

- (注) 1 食肉利用等施設を整備する場合は、実施内容の欄には販売先及び販売数量を記載すること。
 2 処理加工施設(食肉利用等施設・焼却施設)の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 3 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
 4 事業費の根拠となる資料(実施設計書、見積書等)を添付すること。
 5 各地域の有害捕獲活動を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するかを、実施内容欄に具体的に記載すること。

(4) 捕獲技術高度化施設の整備計画(又は実績)

| 整備地域 | 受益戸数 | 実施内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 交付率 | 備考 |
|------|------|------|-----|------|------|-----|-----|----|
| | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | % | |
| 計 | | | | | | | | |

- (注) 1 捕獲技術高度化施設の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
- 2 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
- 3 事業費の根拠となる資料(実施設計書、見積書等)を添付すること。
- 4 各地域の有害捕獲活動を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するかを、実施内容欄に具体的に記載すること。

7 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の内容

(1) 有害捕獲に係る捕獲活動に関する事項

| 対象鳥獣 | 実施時期 | 実施内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|------|------|------|-----|------|------|-----|----|
| | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | |

- (注) 1 捕獲確認は、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における鳥取県版捕獲確認マニュアルの改正について」(令和4年2月28日第202100293961号鳥獣対策センター所長通知)により実施されたものに限る。
- 2 実施内容欄には、成獣(ジビエ利用・焼却施設・その他)、幼獣別に頭数、単価、捕獲個体を搬入確認する食肉利用等施設の名称及び所在地、並びに単価調整等の方法を記載すること。
- 3 捕獲計画の設定根拠を備考欄に記入すること。

(2) 捕獲個体の埋設・運搬に関する事項

| 対象鳥獣 | 実施時期 | 実施内容 | 埋設・運搬を行う施設の名称及び所在地 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|------|------|------|--------------------|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

- (注) 捕獲個体の埋設・運搬に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。(捕獲従事者自らが行う場合を除く。)

(3) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分に関する事項

| 対象鳥獣 | 実施時期 | 実施内容 | 焼却を行う施設の名称及び所在地 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|------|------|------|-----------------|-----|------|------|-----|----|
| | | | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | |

- (注) 民間施設等での焼却等処分に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

(4) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等に関する事項

| 実施時期 | 実施内容 | 事業費 | 負担区分 | | | 備考 |
|------|------|-----|------|------|-----|----|
| | | | 交付金 | 市町村費 | その他 | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | |

- (注) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等に要する経費の内訳がわかる資料を添付すること。

8 経費の配分及び負担区分

| 区 分 | 事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)+(C)+(D) | 負 担 区 分 | | | | 備考 |
|---|--|------------|-----------|-------------|------------|----|
| | | 交付金 (A) | 県費 (B) | 市町村費 (C) | その他 (D) | |
| 1 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 (1) 推進事業 (2) 鳥獣被害防止緊急補償活動支援 事業 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

9 事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

10 添付書類

- (1) 協議会収支予算 (又は収支決算)
- (2) 鳥獣被害対策実施隊の設置に係る条例等
- (3) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書 (案) (又は写し)
- (4) 実績報告の際は次の書類を添付
 - ① 整備事業の場合：財産管理台帳 (様式第4号)
 - ② その他事業の場合：支払経費内訳書 (様式第5号)
- (5) 事業費の積算根拠資料

※但し、申請時と変更のない場合は、添付書類は省略できるものとする。

様

住 所
職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の対象事業は「〇〇年度鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金事業」とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

| 区 分 | 算定基準額 | 交付決定額 |
|------------------|-------|-------|
| 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 | 円 | 円 |
| 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 | 円 | 円 |
| 推進事業 | 円 | 円 |
| 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 |

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年4月26日付第201000012154号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月農林省令第18号）、**鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）**及び**鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付19生産第9424号農林水産省生産局長）**、**鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成20年3月31日付19生産第9425号農林水産省生産局長通知）**、**鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成22年4月26日付第201000012274号鳥取県農林水産部長通知）**の規定に従わなければならない。

6 その他

(1) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、一般の競争に付さなければならない。

ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

【（補助事業者が地方公共団体以外の場合は下記を付すこと。）

なお、契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。】

(2) 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

別記様式

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申請書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

住 所
職 氏 名 印

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の交付金の額の確定額 金 円
(年 月 日付第号による額の確定通知額)
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 円
- 4 交付金返還相当額（3-2） 金 円
- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]
(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
 - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第4号（第13条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

| 地区名 | | 地区 | 事業実施年度 | | | 年度 | | 農林水産省所管交付金名 | | | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | 摘要 |
|----------|-------|------|--------------|--------------------|-----|-----------|-----------|-------------|------|-----------|----------|----------|-----------------|-----------|-----------|-----|
| 政策 目的 | 事業の内容 | | | | | 工期 | | 経費の配分 | | | | 耐用 年数 | 処分 制限 年月日 | 承認 年月日 | 処分の 内容 | |
| | 事業区分 | 事業主体 | 工種構造 施設区分 | 施工箇所 又は 設置場所 | 事業量 | 着工 年月日 | 竣工 年月日 | 総事業費 | 負担区分 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 交付金 | 都道 府県費 | 市町 村費 | | | | | その他 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

支払経費内訳書

事業主体名：

| 区 分 | 事業内容等 | 金額（円） | 備考 |
|---|-------|-------|----|
| 1 推進事業 | | | |
| ①被害防止活動推進 ア 推進体制の整備 イ 有害捕獲 ウ 被害防除 エ 生息環境管理 オ ニホザル複合対策 カ クマ複合対策 キ 他地域人材活用 ク ICT等新技術の活用 ②実施隊特定活動 ア 大規模緩衝帯整備 イ 誘導捕獲柵わな導入 ③ICT等新技術実証 ④農業者団体等民間団体被害防止活動 ⑤ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ア 販売拡大支援 イ 搬入促進支援 ⑥鳥獣被害対策実施隊体制強化 ア 実施隊員の人材育成 イ 新規猟銃取得支援 ⑦捕獲サポート体制の構築 ⑧処理加工施設の人材育成 ⑨ICTの活用による情報管理の効率化 | | | |
| 小 計 | | | |
| 2 緊急捕獲活動支援事業 | | | |
| ①有害捕獲に係る捕獲活動経費 ②捕獲個体の埋設・運搬経費 ③捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ④捕獲現場での確認等経費 | | | |
| 小 計 | | | |
| 合 計 | | | |

1. 事業実施主体等に係る項目

(1) 事業実施主体

| |
|--|
| |
|--|

(2) 構成市町村

| |
|--|
| |
|--|

(3) 事業の目的

| |
|--|
| |
|--|

2. 被害防止計画の作成状況等

(1) 被害防止計画の作成状況

| |
|--|
| |
|--|

(2) 他計画との連携

| |
|--|
| |
|--|

(3) 近隣市町村等の連携

| |
|--|
| |
|--|

3. 再編整備計画等

(1) 既存施設の概要

| 造成年度 | 施設の構造等 | 財産台帳の整備状況 |
|------|--------|-----------|
| | | |

(2) 再編整備計画

| 対象 鳥獣 | 受益 戸数 ※1 | 受益 面積 ※2 | 実施内容 | 事業費 | 負担区分 | | | | 交付 率 |
|----------|----------------|----------------|------|-----|-----------|----|----------|-----|---------|
| | | | | | 国庫 交付金 | 県費 | 市町 村費 | その他 | |
| | | a | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

※1 受益戸数は、既存施設増政治の受益戸数を基本とする。

2 再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

(3) 再編整備計画図

| |
|--|
| |
|--|

4. 他の取組及び事業等との連携

| |
|--|
| |
|--|

5. 利用計画

| |
|--|
| |
|--|

6. 維持管理

| |
|--|
| |
|--|

7. 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

| |
|--|
| |
|--|

8. 費用対効果分析

| |
|--|
| |
|--|

9. 経済性の評価

| | |
|-------------|-------------|
| 新規整備の経済性の評価 | 再編整備の経済性の評価 |
|-------------|-------------|